

令和 7 年 6 月 2 日

市政記者クラブ 様

子ども青少年局西部児童相談所
担当：横井（電話：365-3231）

個人情報の含まれる文書の紛失について

このたび、名古屋市西部児童相談所において、個人情報の含まれる文書の紛失がありましたので、下記の通りご報告いたします。

記

1 概要

令和 7 年 5 月 31 日（土）に、教職員が学校の敷地内に落ちている個人情報の含まれた会議資料を発見したとの連絡が児童相談所へ入り、児童相談所職員が 30 日（金）に児童 A さんの面接のために当該学校に訪問した際に、当該資料を紛失していたことが判明しました。

2 紛失した個人情報

児童と家族の氏名、住所、生年月日、電話番号、性別、その他（生活保護受給の有無、児童手当の受給状況、健康診査等に関する情報、過去及び今回の相談内容）

3 対応

令和 7 年 5 月 31 日（土）に学校へ児童相談所職員が出向いて経過を確認し、当該資料を回収しました。また、児童 A さんの保護者に電話をし、経過を説明するとともに謝罪をしました。

4 原因

個人情報の含まれた文書を持ち出す際に、鍵付きカバン等に入れて持ち運ぶこととなっているところ、その取扱いがなされていませんでした。また、個人情報の含まれた文書を持ち出す際に、「機密情報外部持ち出し等記録簿」の記載が漏れており、所に戻った際に当該書類を持ち帰ったことの確認がなされませんでした。

5 再発防止策

職員に、個人情報の取り扱いについて注意喚起を行うとともに、個人情報を持ち出す際には持ち出す内容を必要最小限とし、持ち出しをする際には「機密情報外部持ち出し等記録簿」に記載するなど所定の手続きをとるとともに、持ち運ぶ際には鍵付きカバン等に入れるよう、改めて周知・徹底します。